

1 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

平成13年環境省令第21号 最終改正令和4年環境省令第17号

ア ほう素及びその化合物

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	30	令和4年 7月1日 ～ 令和7年 6月30日
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40	
金属鋳業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	100	
下水道業 (旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40	当分の間
旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300	
旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500	
<p>備 考</p> <p>下水道業において、「一定の条件」とは、次の数式により計算された値が10を超えることをいう。</p> $\sum C_i \cdot Q_i / Q$ <p>この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位：ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)</p> <p>Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位：1日につき立方メートル)</p> <p>Q 当該下水道から排出される排水の通常量 (単位：1日につき立方メートル)</p>		

イ ふっ素及びその化合物

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12	令和4年 7月1日 ～ 令和7年 6月30日
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15	
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40	
旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものた温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15	当分の間
旅館業 (温泉(自然にゆう出しているもの(掘削によりゆう出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。)	30	
旅館業 (温泉(自然にゆう出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。)	50	

ウ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。)	300	令和4年 7月1日 ～ 令和7年 6月30日
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	400	
ジルコニウム化合物製造業	350	
モリブデン化合物製造業	1,300	
バナジウム化合物製造業	1,650	
貴金属製造・再生業	2,800	

2 亜鉛含有量に係る暫定排水基準

令和6年12月10日まで適用 平成18年環境省令第33号 最終改正令和3年環境省令第15号

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
電気めっき業	4

3 六価クロム化合物に係る暫定排水基準

令和6年環境省令第4号

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
この省令の施行（令和6年4月1日）の際、現に設置されている水質汚濁防止法第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場（※1）	0.5	令和6年9月30日まで
（※1）のうち、当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第三に掲げる施設である特定事業場		令和7年3月31日まで
電気めっき業		令和9年3月31日まで